

## 親権者同意書

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、以下に同意いたします。

契約申込者が貴社と、au通信サービス契約約款に基づき利用契約を締結すること、および利用開始以降、料金プランの変更、機種変更、端末下取り、その他au通信サービス\*に関する各種申し込み(ただし、あんしんフィルター等のフィルタリングサービスを変更・廃止、および電話番号変更申し込みを除きます\*)を行うことについてあらかじめ同意します\*<sup>3+4</sup>。

また、契約申込者が個別信用購入あっせんまたは個品割賦販売により携帯電話機等を購入する場合は、契約申込者が貴社と「個別信用購入あっせん契約約款」または「個品割賦販売契約約款」に基づき契約を締結すること、および分割支払金または賦払金の支払期間中に分割支払金または賦払金の一括清算の申し込みを行うことについてあらかじめ同意します。

なお、契約者本人がau通信サービスの利用料金<sup>5</sup>の支払方法として私名義のクレジットカードまたは口座(※親権者同意書の親権者名義に限ります)を指定した場合には、契約者が利用したau通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードまたは口座から支払うことにも同意します。また、万一料金の支払いが遅滞することがあれば、その解消に努力します。

記入日 平成 年 月 日

## 【契約申込者(未成年者)欄】

契約申込者	フリガナ	生年月日	年齢
	氏名	平成 年 月 日	歳

【親権者の署名捺印欄】 親権者を代表して、以下に署名・捺印のうえ、フィルタリングサービスについて以下の通り申し込みをします。

法定代理人	フリガナ	生年月日	続柄	印
	氏名	昭和 平成 年 月 日		
住所	〒 -			
連絡先電話番号 ( ) -				
青少年フィルタリングサービスの申し込み	インターネット接続サービスをお申し込みの場合は、必ず記入ください。			
<input type="checkbox"/> 0. カスタマイズコース(有料) <input type="checkbox"/> 1. 接続先限定コース <input type="checkbox"/> 2. 特定カテゴリ制限コース <input type="checkbox"/> 8. フィルタリング機能搭載機種を利用 <input type="checkbox"/> 9. アプリ型フィルタを設定 <input type="checkbox"/> X. 申込ない(★)				
特記欄				

## 1. 未成年者がインターネット接続サービスを利用する場合は、フィルタリングサービスのご加入をお願いいたします。

- インターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。また、インターネットのご利用により以下に示すような危険性が存在しますので、フィルタリングサービスへのご加入をお願いいたします。
- また、**ご契約者が成人の場合でも、ご利用者が未成年の場合には、同様に同サービスへのご加入をおすすめします。**

(1) 出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケースが多いこと。

※「出会い系サイト」にかかる事件の検挙数のうち、携帯電話を利用したサイトアクセスが全体の約95.3%を占めます。  
さらに被害者のうち18歳未満の未成年者の割合が約82.6%を占めています。(平成25年2月警察庁発表)

(2) プロフ、SNS等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやりとり等により、個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じうること。

(3) ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へ繋がり、加害者となりうること。

(4) 興味本位での犯行予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害、脅迫等の罪に問われる場合があること。等

ご契約者とau携帯電話のご利用者が異なる場合は、契約者の申し出により、ご契約者情報を登録させていただきます。

● 契約申込者または利用者が未成年の場合には、「フィルタリングサービス不要申出書」をご提出いただきます。

なお、保護者が同伴されず、「フィルタリングサービス不要申出書」をご持参されている場合は、保護者へお電話での確認をさせていただきます。

## 2. 「個別信用購入あっせん契約」または「個品割賦販売契約」のお申し込みに関するご注意

- 割賦販売の規定(個品割賦販売契約は除く)により、個別信用購入あっせん契約または個品割賦販売契約のお申し込み時および契約後に、ご契約者のお支払状況等を含む個人信用情報を、経済産業省の指定する信用情報機関に照会・登録します。また、登録されたご契約者の情報は指定信用情報機関の他の会員により利用される場合があります。

● ご契約者が未成年で支払名義人の親権者がお支払いを延滞された場合も、未成年のご契約者の支払延滞情報として扱われます。  
また、支払延滞情報は完済後から5年間は指定信用情報機関に記録が残るため、他のクレジットやローン等のお申し込みが断られる場合がありますのでご注意ください。

● 携帯電話機等購入を伴う各申し込み※で「個別信用購入あっせん契約」をお申し込みの場合は、都度、親権者のご来店(親権者の同意)が必要となります。  
※携帯電話機等購入を伴う申し込みは、「新規」「機種変更」「端末増設」「紛失時あんしんサービス」となります。

## 3. その他のご注意・確認事項

- 親権者名義のクレジットカードまたは口座で、毎月料金のお支払いを希望される場合は、お手続き時に、支払名義人である親権者の同伴が必要です。
- 記載内容(氏名・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。
- お子様の携帯電話の利用に際しては、利用目的・方法、利用時間帯・料金などについて、よく話し合ってルールを決めてください。  
また、そのルールは定期的に見直しをしましょう。

フィルタリングサービス要不要申出書<sup>\*7</sup>

記入日	平成 年 月 日	印	( ) -
申出者(保護者)	フリガナ		
氏名	〒 -		

いる	OS	設定するフィルタリングサービス				
		あんしんフィルター	<input type="checkbox"/> 小学生	<input type="checkbox"/> 中学生	<input type="checkbox"/> 高校生	<input type="checkbox"/> 高校生プラス
いらない	iPhone・iPad	あんしんフィルター+機能制限	<input type="checkbox"/> 小学生	<input type="checkbox"/> 中学生	<input type="checkbox"/> 高校生	<input type="checkbox"/> 高校生プラス
		左記欄に右の不要理由番号を記入してください。	フィルタリングサービス不要理由 1. 青少年本人が仕事をしており、加入すると仕事上著しい支障が出るため 2. 青少年本人の障がい、病気により、加入すると生活上著しい支障が出るため 3. 有害情報を閲覧等することがないよう、申出者(保護者)が青少年本人による利用状況を把握するため			

未成年の利用者	フリガナ	生年月日	年齢
	氏名	昭和 平成 年 月 日	歳
	住所	〒 -	契約携帯電話番号

スマートフォンをお子さまへ渡す前に	
お子さまのあんぜんのため、以下内容を事前にご確認ください。	
<input type="checkbox"/> フィルタリングを利用せずに、インターネットを利用することで、お子さまの健全な成長に悪影響を及ぼす違法・有害情報に触れる可能性が生じることを理解されましたか?	
<input type="checkbox"/> SNSなどを通じた見知らぬ相手とのやりとりにより、トラブルにあう青少年が増えており、また犯罪の被害者になるだけなく、知らないうちに加害者になるリスクもあることを理解されましたか?	
<input type="checkbox"/> 上記注意点を踏まえ、お子さまに最適なフィルタリングサービスを選択しましたか?	
署名欄	

## ★ 青少年フィルタリングサービスを申し込みされない場合は、本書右側の「フィルタリング要不要申出書」が必要となります。

(\*1) 各種サイトで購入された有料サービスの料金および物品販売代金について、au通信サービスの通信料金と併せて支払うことを可能とするauかんたん決済等の決済サービスを含みます。

(\*2) あんしんフィルター等のフィルタリングサービス・電話番号変更申し込みの場合は、都度、本親権者同意書が必要となります。

(\*3) 小学生契約者による解約・一時休止・譲渡の申し込みにつきましては、契約者本人が中学生になるまでは、契約者本人からの申し込みのみでは受付できません。親権者等法定代理人の代表者の方に申し込みを代理していただけます。(現在、小学生契約は受付しておりません。)

(\*4)弊社では携帯電話機等から直接各種申し込みができるサービスを提供しています。

(\*5) 各種サイトで購入された有料サービスの料金および物品販売代金が請求される場合には、かかる代金も含みます。

(\*6) 申出者(保護者)ご本人によるご提出でない場合、申出者(保護者)ご本人に確認の連絡をさせていただく場合があります。

(\*7) フィルタリング不要申出を行なう場合、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」第十七条第一項ただし書きの規定により、申出が必要となります。なお、本フィルタリングサービス要不要申出書のご提出が必要となるのは、20歳未満の方がご契約される場合、または20歳未満の方がご利用者である場合となります。

◆ 記載内容が事実と相違することが判明した場合は、フィルタリングサービス不要の申し出がなかったものとして、あらためてフィルタリングサービスを提供させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

◆ 本書は作成日より1ヶ月以内に受理された場合のみ有効です。

【販売店使用欄】 \* 該当する申込書番号9桁の数字をご記入ください。

申込書番号	受付販売店コード	販売店名	担当者	TEL ( ) -
同意確認 1.同意者来店により対面同意確認 2.同意者来店ではないため、架電により同意確認				